

# 最低賃金制度の現状

第7回

資料 1-1

## 産業別最低賃金

設定件数：250件

適用労働者数：約410万人

加重平均額：758円

関係労使が地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認める産業の労働者に限定して設定。

### 労働協約ケース

同種の基幹的労働者の相当数（新設1/2以上、改廃1/3以上）について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に申出

必要性及び金額審議について全会一致

### 公正競争ケース

事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者に最低賃金を設定することが必要である場合（労働者又は使用者の概ね1/3以上の合意（署名、機関決定、労働協約等）があること）に申出

必要性及び金額審議について全会一致

## 労働協約拡張方式

設定件数：2件

適用労働者数：約500人

加重平均額：868円

- ・関係労使が地域別最低賃金より高い水準の労働協約の拡張適用を必要とするものについて設定。
- ・同種の労働者及び使用者の大部分（概ね2/3以上）に最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に申請
- ・労働協約の拡張適用の審議について多数決

## 地域別最低賃金

設定件数：47件（各都道府県ごと）

適用労働者数：約5,000万人

加重平均額：665円

- ・すべての労働者に、賃金の最低額を保障する安全網
- ・毎年中央最低賃金審議会が提示する目安を参考に地方最低賃金審議会が審議し、都道府県労働局長が決定。

# 産業別最低賃金の在り方に関する意見の整理

※最低賃金部会及び中央最低賃金審議会における意見、最低賃金制度のあり方に関する研究会の報告書を整理したもの

## I 地域別最低賃金との関係について

| 論点               | 考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 産業別最低賃金の存否について | <p><b>(1) 廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金制度の第一義的な役割は、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網としての役割であり、公正な賃金の決定（公正競争の確保）、労使交渉の補完・促進といった役割は、第二義的、副次的なもの。</li> <li>最低賃金制度の第一義的な役割は安全網であり、賃金の低廉な労働者に対する安全網については、地域別最低賃金はその役割を果たしている今、産業別最低賃金は不要（屋上屋）。</li> <li>昭和 56 年及び昭和 61 年の中賃答申で、産業別最低賃金の役割として「労働条件の向上」が掲げられているが、我が国の賃金水準が先進諸国でもトップクラスとなった現在においては、第三者の関与の下に継続すべき理由は乏しい。また、同答申で同様に産業別最低賃金の役割として「公正競争の確保」が掲げられているが、経済のグローバル化の進展の中、（国境を越えた公正競争の確保の方が重要であり、この点については、監視機関として設けられている WTO、ILO などの国際機関が機能することが重要で、）国内における事業の公正競争の確保は意味を失っており、安全網に特化すべき。</li> <li>規制改革・民間開放推進 3 カ年計画の中で産業別最低賃金の見直しが閣議決定され、規制改革の流れは明白であり、これを認識することが必要。内容を変えて、適用労働者を増やし、規制が強くなるのであれば、規制改革の考え方とずれがある。</li> <li>産業別最低賃金の適用労働者数は、地域別最低賃金の適用労働者数と比べると、1 割にも満たない。また、その対象者は基幹的労働者といっても、地域別最低賃金とほとんど違いがないような状況であり、一部の産業の労働者だけ二重に高い最低賃金がある。このように強行法規でダブル・スタンダードを一部の産業に認めるということは、最低賃金法の趣旨や、法の下での平等から見ても、大いに問題がある。</li> <li>賃金についてセーフティネットは必要であるが、国はナショナル・ミニマムに徹し、その他は第三者の関与なしに市場に任せるべき。</li> <li>業績がいい大手企業と悪い中小企業を同列に扱うのは問題。個別企業を無視した審議となってしまう産業別最低賃金は廃止すべき。</li> </ul> |

## (2) 現行制度の枠組み維持

- ・ 地域別最低賃金が安全網として機能したとしても、現在の産業別最低賃金は、当該産業における公正競争の確保と実効ある賃金の下支えという役割を果たしている。我が国における賃金決定は、企業内労使交渉を経た決定をベースとし、もともと欧米に比べて個別企業の賃金決定の社会的波及力が弱い中、産業別最低賃金がなくなると、「産業自治、労使自治、団体交渉の補完」といった機能が否定されることになり問題である。
- ・ 地域別最低賃金はセーフティネットと言われるが、今のような水準でセーフティネットと言えるか疑問であり、産業別最低賃金による下支えが必要。
- ・ 労働力の流動化や雇用形態・就労形態の多様化の中で、公正な処遇の確保はますます重要となる。今後は、介護・福祉や医療、交通運輸など第三次産業分野を含め公正な処遇の確保を図るためにも、産業別最低賃金を活用する必要がある。
- ・ 我が国の賃金水準がトップクラスであるといっても、最低賃金をもらっているような労働者の賃金は最下層のもの。この層の賃金を規制することで、不公正な競争を排除している。
- ・ 規制改革の必要性は分かるが、必要なものまで規制を緩和する必要はない。最低賃金に係る規制を外すことは、不公正な競争を助長し、賃金の下支えを外し、最低賃金法の目的を逸脱することになる。
- ・ 産業別最低賃金の対象者が地域別最低賃金の対象者の1割にも満たないのは、行政主導型ではなく、労使の申出によって必要と考えられるものについて設定されているからであり、我が国の賃金決定の状況や組織率の現状も踏まえると、産業別最低賃金の機能を維持、拡張していくべき。
- ・ 労働組合がないところは、一方的な賃下げが行われ、公正な賃金決定が確保されていない。労使交渉の補完機能が必要であり、それによって労使が生産性向上に努力する契機にもなる。

## (3) 現行制度の枠組み変更

- ・ 最低賃金の第一義的な役割は安全網であるが、その役割は地域別最低賃金に委ね、産業別最低賃金は、公正な賃金の決定、労使交渉の補完・促進という役割に徹すべき。
- ・ 昭和56年、61年答申で、産業別最低賃金は今後労使のイニシアティブで必要なものだけに特化していくということで、現在250件になっている。これは労使が必要があるとして決めてきたという経緯があり、これを否定して屋上屋で廃止、地域別最低賃金より高いから廃止というのは、これまでの経緯を無視している。なぜ廃止なのか、どの部分がどう悪いかの議論をすべき。
- ・ 産業別最低賃金は、労働協約ケースが中心であり、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向

けて一層努めることとされている。

したがって、公正競争ケースについては、最終的には廃止せざるを得ないものである。一方、労働協約ケースについては、より有効に機能させるための見直しを行うべき。

- ・ 産業構造の変化や就業形態の多様化が進み、外部労働市場が形成される中で、企業横断的に職務に応じた処遇がより重要となっていること等を踏まえるならば、それぞれの相場の底支えという意味で、産業別最低賃金の役割は重要であり、労働協約ケースをより有効に機能させる必要がある。

したがって、現行の小さくくりの産業ではなく大きくくりの産業について設定するものに改めるべきであり、また、基幹的労働者については、いわば産業を代表するような職務に就く労働者に限定するように改めるべき。

- ・ 産業のくくり方については、昭和 56 年、61 年答申で、原則として日本標準産業分類の小又は細分類とされているが、現実としては、中分類以上のものが圧倒的に多くなっている。産業ごとの実情を踏まえた柔軟な対応が必要。
- ・ ものづくり産業の技能の継承の観点からも、産業別最低賃金を廃止するのではなく、基幹的労働者の定義を労働者の技能、職務を中心としたポジティブにしていくことが重要である。
- ・ 雇用構造の変化を踏まえ、派遣労働者や請負労働者もきちんと産業別最低賃金の適用対象とすべき。
- ・ 派遣、パートも基幹的業務をしている。基幹労働者の定義は産業によって違うと思うが、パートタイムだからといって基幹的労働者から外すというやり方ではもはや対応できない。
- ・ 短期的な見方だけでなく、ある程度のスパンを考えて最低賃金制度が労働市場の中でどう機能するかを念頭に検討していくことが重要。労働市場において社会的な能力開発とリンクした処遇システムが必要である。その中で、公正な賃金決定、団体交渉の補完機能を果たす産業別最低賃金は、労働市場の中で積極的な役割を発揮させるようにしていかなければならない。
- ・ 能力開発は社会としてやっていく必要があるが、能力が高まったことで賃金が高く決まるわけではない。賃金は、何の仕事についたか、それがどういう役割か、需給関係で決まる。あくまで、賃金は仕事に対する対価であり、能力が高まることは高い賃金の職に就ける可能性があるという選択肢にすぎない。
- ・ 昭和 56 年、61 年答申のときからポジティブリストの理念はあったが、社会横断的な職種、職務給の広がりがない我が国においては定義しにくく、現在までネガティブリスト方式でやらざるを得なかった現状にあるという点に留意する必要がある。今後検討するにあたっては、雇用管理の現状や履行確保を担保する観点から、十分考慮した判断をすべき。

- ・ しかしながら、パートタイム労働者や派遣労働者は市場賃金であり、また正規社員も成果主義型賃金に取り入れられたりと、日本の賃金制度は変わりつつあるのではないか。需要側のオファーの仕方も「この仕事」、「こういう労働者」など様々である。
- ・ （労働協約ケースの）労働協約も、（公正競争ケースの）その他の機関決議や個人合意も、申出に当たっての合意形成、合意の役割という意味では同じ役割。なお、公正競争ケースの場合には、申出について労働者個人からの合意を取り付けており、労働協約ケースよりも的確に労働者の意思を反映する運用を行っているので、その役割を軽視すべきではない。
- ・ 枠組み変更については賛成できない。そうであれば各企業での労使自治に任せるべき。
- ・ 産業別最低賃金が適用されているところは集团的労使関係が成立しておらず需給関係に任せられないというところからある制度。日本は労働組合組織率も低下の一途をたどっている状況で公正な賃金決定が重要。今の企業内労使自治は極めて狭い範囲であり、社会全体に効果のあるものではないので産業別最低賃金が必要。
- ・ 安全網としての罰則付きの地域別最低賃金がすべての地域に設定されていることを踏まえるならば、労働協約ケースについては、国が罰則をもってその履行を担保しなくとも、労使のイニシアティブに基づき有効に機能するのではないか。
- ・ 団体交渉の補完機能としての産業別最低賃金は、安全網としての役割を果たす地域別最低賃金と同じ規制（罰則）をかける必要はないのではないか。
- ・ 罰則そのものには、決定した最低賃金をどのように周知徹底し履行確保を図るかという観点があり、こうした観点からもしっかりした評価と誤りなき判断をすべき。
- ・ セーフティネットは地域別最低賃金に任せるべき。今の最低賃金法はセーフティネットとして不備があるのできちんと整備すべき。産業別最低賃金は公正競争、労使交渉の補完など重要な役割があると思うが、セーフティネットではない。産業別最低賃金をポジティブリスト方式に変えるとしてもセーフティネットとしての地域別最低賃金とは違う。

2 産業別最低賃金を有効に機能させるための見直しについて

(1) 1の(1)(廃止)の立場からは見直しそのものが不要。

(2) 1の(2)及び(3)の場合、産業別最低賃金が果たす趣旨・目的に照らしてより有効に機能させるための見直しの余地がある。

検討すべき問題点は以下のとおり。

- ・ 産業別最低賃金の審議開始のための申出要件は、手続の発動を促すための要件で、労働協約拡張方式とは金額決定の仕組みが異なっており、また、産業別最低賃金を利用できるようにするために既に要件緩和を行っているところであるので、賃金決定の社会的波及力を高める観点に立って、さらに申出要件を緩和してもよいのではないか。
- ・ 産業別最低賃金の改正については、関係労使の申出を受けて必要性審議と金額審議を分けて行っているが、必要性ありとされても金額審議において金額据置きと答申される場合があることにかんがみれば、必要性審議と金額審議を分ける意味はなく、一括審議とした方が妥当ではないか。
- ・ 労使のイニシアティブ発揮の観点からも、当該産業に直接関わる労使が参加する専門部会で必要性和金額を一括審議すべき。
- ・ 産業別最低賃金の必要性審議の議決方法については、団体交渉を補完し、実効ある賃金の下支えをする必要性が高いことにかんがみれば、「全会一致に努める」としている運用は、厳しすぎるのではないか。
- ・ 民主的運営の面からも問題があり、1人でも反対をすれば必要性なしということになる。むしろ多数決制を採用したらどうか。
- ・ 基幹的労働者を産業を代表するような職務に就く労働者に限定するよう見直す場合には、現行の産業別最低賃金について、なだらかな移行が行えるような措置を講じる必要がある。

## Ⅱ 仮に産業別最低賃金(枠組みを変更する場合を含む)を残す場合の労働協約拡張方式の取扱いについて

| 論点              | 考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働協約拡張方式の存否について | <p><b>(1) 廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働協約拡張方式は、最低賃金の設定を任意とする現行の最低賃金法の下で、その適用拡大を図る観点から採用された多元的な設定方式の1つであり、労働協約の拡張方式を適用できない場合に、同趣旨の制度でありながら申出要件が緩和されている産業別最低賃金を適用できるよう運用がなされてきた。地域別最低賃金がすべての地域で設定されている現状を踏まえるならば、他の多元的な設定方式のすべてを残す必要性はなくなる。そこで、同趣旨の制度である産業別最低賃金と労働協約拡張適用方式については、より現状に馴染んでいる産業別最低賃金に特化する方がよいのではないか。</li> <li>労働協約拡張方式は、労働市場に対する実効性や影響力が軽微であるため廃止すべき。</li> <li>なお、実際には、労働協約拡張方式は現在全国で2件(適用労働者数約500人)あり、廃止するとすれば、それに伴う影響を最小限にするための何らかの手当が必要。</li> </ul> |
|                 | <p><b>(2) 存続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働協約拡張方式は労働協約の水準がそのままアウトサイダーに適用されるという仕組みとなっており、一定の申出要件を満たし、必要性審議を経た上で金額審議が行われる産業別最低賃金の労働協約ケースとは仕組みにおいて異質のものである。したがって、現在の利用状況にとらわれるべきでなく、労使の選択肢を広げるという観点から両方とも残す必要がある。</li> <li>労働協約拡張方式の実効性が上がらないのは、むしろ要件が厳しいためであり、諸外国の要件なども勘案して要件緩和を図り、労働協約拡張方式が我が国の現状に馴染むよう見直しを行う必要がある。</li> <li>団体交渉の補完機能としての労働協約拡張方式は、安全網としての役割を果たす地域別最低賃金と同じ規制(罰則)をかける必要はないのではないか。</li> </ul>                                                            |